

第 21 回（2023 年度）鳥取県シニアサッカーリーグ
実 施 要 項

1. 趣 旨

一般財団法人鳥取県サッカー協会（以下「本協会」という）は、競技人口の拡大、サッカー技術の向上と、健全な心身の育成を図ることを目的とし、シニア年代の加盟チーム全てが参加できる大会として、本大会を実施する。

2. 名 称 第 21 回（2023 年度）鳥取県シニアサッカーリーグ

3. 主 催 一般財団法人鳥取県サッカー協会

4. 主 管 一般財団法人鳥取県サッカー協会 シニア委員会

5. 後 援 なし

6. 特 別 協 賛 なし

7. 協 賛 なし

8. 協 力 なし

9. 開 催 日 2023 年 4 月 2 日（日） ～ 12 月 10 日（日）

10. 会 場

Axis バードスタジアム（鳥取市蔵田）

ヤマタスポーツパーク球技場・多目的広場（鳥取市布勢）

東郷運動公園多目的広場（東伯郡湯梨浜町）

どら・ドラパーク球技場（米子市東山）

鳥取県フットボールセンター若葉台 第 1・第 2 グラウンド（鳥取市若葉台）

鳥取県フットボールセンター大山 夕陽の丘神田（大山町加茂）

弓浜コミュニティ広場（米子市大篠津町）

11. 参加資格

(1)「参加チーム」は、大会実施年度に公益財団法人日本サッカー協会（以下：JFA）「シニア」種別加盟登録したチーム（以下「加盟チーム」）であること。

(2)上記「参加チーム」の構成は、単一「加盟チーム」に限られ、その「加盟チーム」は年間を通じて継続的に活動していること。

(3)「参加選手」は、1984 年（昭和 59 年）4 月 1 日以前生まれの上記「加盟チーム」に所属する選手であること。

①O-40（40 歳以上の部）は、1985 年（昭和 60 年）4 月 1 日以前生まれの 1 種登録選手も参加することが出来る（ピッチ内 3 名以内）。

②O-50（50 歳以上の部）は、1975 年（昭和 50 年）4 月 1 日以前生まれの登録選手も参加することが出来る（ピッチ内 3 名以内）。

③O-60（60 歳以上の部）は、1965 年（昭和 40 年）4 月 1 日以前生まれの登録選手も参加することが出来る。

(4)参加選手は、健康状態が良好であること。

(5)参加チームは、別紙細則に記載された感染症拡大防止に関するガイドライン等を遵守すること。

12. 参加チームとその数

- (1) O-40 (40 歳以上の部) は、東部：5 チーム、中部：2 チーム、西部：2 チームの計 9 チームとする。
- (2) O-50 (50 歳以上の部) は、東部：2 チーム、中部：1 チーム、西部：1 チームの計 4 チームとする。
- (3) O-60 (58 歳以上の部) は、東部：1 チーム、中部：1 チーム、西部：1 チームの計 3 チームとする。

13. 大会形式

- (1) O-40 (40 歳以上の部) は、前期 9 チームの総当たり戦を行う。

後期は 2 部に分け、1 部は上位 5 チームの総当たり戦、2 部は下位 4 チームの総当たり戦とする。

- (2) O-50 (50 歳以上の部) は、4 チーム 3 回戦総当たりのリーグ戦を行う。
- (3) O-60 (60 歳以上の部) は、3 チーム 4 回戦総当たりのリーグ戦を行う。
- (4) 勝点は、勝利 3 点、引き分け 1 点、敗戦 0 とする。

順位は、以下により決定する。

- ①総勝点 ②当該チーム同士の対戦成績、③得失点差、④総得点

14. 競技規則 JFA「サッカー競技規則 (2022/2023)」による。

15. 競技会規定 : 以下の項目については本大会の規程を定める。

(1) 競技のフィールド

天然芝、人工芝フィールドとし、ピッチサイズは原則 105m 以内×68m 以内であること。

(2) ボール・試合球

O-40 : モルテン社製『ヴァンタッジオ 4900 (品番 : F5A4900)』とする。

O-50・O-60 : モルテン社製『ヴァンタッジオ 3050 軽量 (品番 : F5A3050-LR)』とする。

マルチボールシステムは採用しない。

(3) 競技者の数

競技者の数 : 11 名

交代要員の数 : 14 名以内

交代を行うことができる数 : 14 名。一度退いた競技者も再び出場することが出来る。

(4) 役員の数

テクニカルエリアに入ることができる役員の数 : 5 名以内

(5) テクニカルエリア

設置する。戦術的指示はテクニカルエリア内から、その都度ただ 1 人の役員が伝えることができる。

(6) 競技者の用具

①ユニフォーム

- a. 大会実施年度の JFA「ユニフォーム規程」に則る。ただし、本大会では以下のとおり運用緩和を行う。
- b. 本競技会に登録した 1 着以上のユニフォーム (シャツ、ショーツ及びソックス) を試合会場に持参し、着用しなければならない。(2 着以上の持参が好ましい。)
- c. ユニフォームのデザイン、ロゴ等が異なっても、本競技会主催者が認める場合、主たる色が同系色であれば着用することができる。(ビブス等も可)。
- d. ゴールキーパーのユニフォームについて、ショーツ、ソックスはフィールドプレーヤーと同系色でも良いものとする。
- e. 主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したとき

は、両チームの立会いのもとに、その試合においていずれのチームがビブス等を着用することを決定する。

f. ソックスに テープまたはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同色でなくても良い。

g. アンダーシャツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する。

h. アンダーショーツおよびタイツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する。

(7) 試合時間：O-40 は 60 分（前・後半 30 分）、O-50 は 60 分（前・後半 30 分）

O-60 は 50 分（前・後半 25 分）

(8) ハーフタイムのインターバル（前半終了から後半開始まで：原則として 10 分間）

(9) 第 4 の審判員：任命しない

(10) キックオフ時に 6 人以下の場合は不戦敗とし、0-3 とし、勝ち点も -2 とする。

(11) 負傷者の対応：主審が認めた場合のみ、最大 2 名ピッチへの入場を許可される。

(12) チームベンチ：ピッチ上本部からフィールドに向かって

左側：対戦表の左（上）に記載されているチーム

右側：対戦表の右（下）に記載されているチーム

(13) 試合の中断および直前の開催不可の場合の取り扱い：別紙細則に記載する。

16. 懲 罰

(1) 本大会は JFA 規約規程「第 12 章 懲罰」に則り、大会規律委員会を設ける。

(2) 大会規律委員会の委員長はシニア委員長とし、3 名以上の委員を委員長が決定する。

(3) 本大会期間中に警告を 3 回受けた選手は、次の 1 試合に出場できない。

〔JFA 懲罰規程〔別紙 2〕第 2 条 3 項〕参照〕

(4) 本大会において退場を命じられた選手等は、自動的に本大会の次の 1 試合に出場できず、それ以降の処置については規律委員会において決定する。

〔JFA 懲罰規程〔別紙 2〕第 4 条〕参照〕

(5) 出場停止処分を受けた者は、JFA 懲罰規程〔別紙 2〕第 3 条の通り、試合が終了するまで制限される区域には立ち入ることは出来ない。

(6) 本大会の規律問題は、「JFA 基本規程（懲罰規程）」に従い、大会規律委員会が処理しなければならない。〔基本規程 第 227 条〕

17 会参加申込

(1) 1 チームあたりの人数は制限しない。

参加申込した選手の中から、各試合メンバー提出用紙提出時に選手最大 25 名を選出する。なお、役員のうち 1 名は監督を参加申込時に記載すること。監督が選手として出場しようとする場合は、選手に含まれていなければならない。

(2) 参加チームは、参加申込書に必要事項を記入の上、別紙の申込先まで提出すること。

(3) 提出締切：2023 年 3 月 31 日（金） 必着

18. 参 加 料

(1)参加チーム負担金は、O-40 は 50,000 円、O-50 は 40,000 円、O-60 は 40,000 円で、審判等手数料と精算するため各チーム 20,000 円を参加料として別紙の振込先まで振り込むこと。(チーム名がわかるように) なお、不足する場合は追加徴収する。(会場使用料、審判等手当、試合球、事務雑費)

(2)参加チーム負担金の中から、運営担当時に必要経費を支出する。

謝金：主審：3,000 円、副審：1,000 円×2、記録：1,000 円×1 、運営旅費：会場担当者

19. 選 手 証

各チームの登録選手は、JFA 発行の選手証（写真を貼付したもの）を持参すること。ただし写真貼付により、顔の認識が出来るものであること。

※選手証とは JFA WEB 登録システム「KICKOFF」から出力した選手証・登録選手一覧を印刷したもの、またスマートフォンや PC 等の画面に表示したものを示す。

20. 表 彰

(1)優勝チームには表彰状並びに優勝トロフィーを授与する。

(2)表彰式はリーグ最終戦終了後に試合会場にて行う。

21. 交通宿泊

(1)大会参加に要する経費は、全額参加者の負担とする。

(2)交通・宿泊は全て参加チームにて手配すること。

22. 傷害補償

(1)チームの責任において傷害保険に加入すること。

(2)大会会場において疾病・傷害が発生した場合、大会側は応急処置のみを行うものとする。

23. 組 合 せ

(一財)鳥取県サッカー協会シニア委員会において決定する。

24. 監督会議

実施しない。

25. マネジャーズミーティング

実施しない。

26. その他

(1)本大会要項記載事項に違反し、その他大会運営に支障を来す不都合な行為があった場合には大会開催中であっても、そのチームの出場を停止させることがある。

(2)本大会名義をチームの広告宣伝・営業等の目的で許可無く使用することを禁ずる。

(3)この大会は、「JFA 全日本O-40 中国予選会」、「JFA 全日本O-50 中国予選会」、「JFA 全日本O-60 中国予選会」への出場チーム選考を兼ねる。

(4)主審、副審及び記録は対戦チーム以外のチームを基本とするが、審判をチーム内で手配できない場合は、担当チームが有資格者に依頼するものとする。

また、審判及び記録は、場合によっては相互審判の場合もある。

(5)会場の準備は第1試合の2チームが、片付けは最終試合の2チームが行ってください。

なお、同日に他の大会等がある場合は、準備か片付けのどちらか片方になります。

(6)大会要項に規定されていない事項については本協会シニア委員会において協議の上決定する。

以上